

☆消費税、復興特別税が化ける！

気をつけよう、税の民主主義が崩れて行く！

その1 消費税増税付則一八条二項の怪

◆消費税増税法案は大もめにもめたあげく、自民・民主・公明の三党合意を経て八月に国会で承認され、ついに二年後から実施されることになりました。

◆負担増をいやがった国民も、「全て社会・保障に使われるのならいいだろう」と自分を納得させたものでした。

◆ところがこの法案に「付則」第一八条があり、そこに「事前防災及び減災」にも使えると書いてあります。しかしこれは社会保障とは無関係です！三党が合意したのは、この道をつけたからではないかと勘ぐりたくなります。

その2 復興特別税一九兆円、行き先の怪

◆3・11東日本大震災からの復興財源確保のため、事業税増税などは、昨年十二月から実施されています。所得税増税は来年から十年間実施されます。これも「被災者のためだ、喜んで協力しよう」と言い聞かせたものでした。

◆ところが、これもまた関係のないところに使われていることがわかったのです。例えば、被災地でない地方の道路のガードレール取り付け費用にこれが使われました。「被災地に救援物資を安全に運ぶため必要」だからだそうです。

◆調査捕鯨にもこのお金を使いました。被災地の漁港に鯨肉を水揚げしたら被災地が助かるからだそうです。皆さん、この理屈に納得できますか？

憲法の民主主義は「税」にも必要

◆この様に、ちよつと監視を怠ると「風が吹けば桶屋が儲かる」式の理屈で、官僚の裁量一つで直接関係のないところに税が使われるのです。

◆民主主義とは、国民しかも被災者のような弱者が主人であるという国家理念です。官僚や建設業が主人ではないのです。しかし、監視を怠ると二つの税の動きに見られるように民主主義とはかけ離れた方向に流れて行くのです。

◆私たち「浜松市憲法を守る会」は、憲法の三原則＝平和主義、民主主義、基本的人権のうち特に平和問題について見守ってきました。いま私たちは、税の使い道についても民主主義の観点から監視しています。

*

【お知らせ】

浜松・憲法九条の会結成8周年のつどい（入場無料）

日時・場所

十二月二日（日）二時、浜松市地域情報センター・ホール
講演・講師 「憲法の原点と現点」 横田耕一（九州大学名誉教授・憲法学者）

二〇一二年十一月十一日（日）

第五四九回憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局

浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進

毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合